

平成29年 第7回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成 29 年 第 7 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成 29 年 7 月 27 日 (木) 午後 1 時 24 分 閉 会 平成 29 年 7 月 27 日 (木) 午後 1 時 36 分							
場 所	共和町役場 2階 大会議室							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		欠席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		欠席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		欠席	14	北 井 清 春		出席
	5	西 本 峯 雄		出席	15	森 孝 之		欠席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		出席
	7	岡 田 政 則		出席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		出席	18	上 川 洋 一		出席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		出席
10	浦 口 義 之		出席	20	今 村 俊 一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	照 井 誠		出席	農地係	高 松 大 輝		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	7 番 岡 田 政 則 委員			19 番 菱 沼 昇 委員				
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について							
第 3	報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について							
第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について							
第 5	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について							

(午後 1 時 2 4 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 2 9 年第 7 回共和町農業委員会総会を開催致します。

4 番 菊池委員、1 1 番 高橋委員、1 2 番 水戸委員、1 5 番 森委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、7 番 岡田委員、1 9 番 菱沼委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について、事務局より報告願います。

○事務局

(報告第 1 号を朗読)

皆様既にご存じのとおりですが、7 月 7 日付けで事務局職員の人事異動がありまして、1 年 8 ヶ月の間、事務局長としてご活躍いただいた原子前局長が退任し、新たに照井事務局長が就任しておりますので、ご報告いたします。

(新局長挨拶)

○議長

以上で、農業委員会事務局職員の任免についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 2 件です。

(報告第 2 号を朗読)

報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の申請は1件です。
(議案第1号、議案書を朗読)
補足ですが、貸主は借主である農地所有適格法人の代表社員でありまして、平成20年から農地法第3条による使用貸借を法人との間で行っていましたが、契約内容の賃貸借への変更を希望することから、この度の申請となったものです。
申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の転用申請は1件です。
(議案第2号、議案書を朗読)
申請地は、役場から国道276号線を岩内方面へ約1,500m進んだ先に位置しております。
申請内容は、北海道が施工する中の川改修工事に伴いまして、既存の農業用倉庫の移転が必要となったことから、父である貸主の所有地に、新たに子である借主名義の農業用倉庫を建設するとともに、周りを作業場及び通路として利用するものです。
当該地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、農用地利用計画における用途は農地に指定されていることから、用途区分の変更が必要となります。
そのため、現在並行して共和農業振興地域整備計画の一部変更手続きを進めており、農地から農業用施設用地に用途区分が変更となる見込みです。
農用地区域内農地は原則として転用許可を行うことができませんが、農振計画の変更により、農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当することから、不許可の例外に該当し、許可可能になります。
また、申請者の自宅及び経営地の隣接地という立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認は、今週の25日に、澤田博人委員、川上委員、上川委員の3名で実施しております。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の農地転用案件の一部が対象から除外されておりました、農業用施設への転用も除外の対象となります。

そのため、本案件については意見聴取を行いませんが、許可につきましては、農振地域整備計画変更後の8月上旬を予定しておりますので、お含みおきください。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成29年第7回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 3 6 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年 7 月 27日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 7 番 岡 田 政 則 印

議事録署名委員 19番 菱 沼 昇 印